

設工認の申請方法・内容について

2020年4月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）の改正並びに関連規則等の改正を踏まえ、設計及び工事の計画（以下、設工認という。）の申請に向けて準備を進めているところではあるが、その申請方法・内容について、ご確認させていただきたい。

新制度の設工認は、申請後の審査効率化および新制度移行後の早期認可の観点から、新制度に基づいた構成の申請書として事前申請させていただきたいと考えている。また、具体的な構成案は、以下のとおり。

<申請書構成案>

【本文】	・ 工事工程表
・ 申請書鑑、申請代表者氏名等	・ 設計及び工事に係る品質マネジメントシステム
・ 工事計画	・ 変更の理由
（原子炉本体）	【添付資料】
工事の方法	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書
（核燃取扱・貯蔵）	（品質マネジメントシステムに関する内容含む）
工事の方法（原子炉本体記載呼び込み）	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書
（原冷施設）	
基本設計方針（検査に係る部分の記載適正化）	
工事の方法（原子炉本体記載呼び込み）	
⋮	
（緊対所）	
・ 工事の方法（原子炉本体記載呼び込み）	

※：工事の方法において、溶接部に関する記載は、常用電源、非常用取水設備、敷地内土木構造物、緊対所では記載しない（技術基準規則における主要な耐圧部の溶接部を有さないため）